

東京家政大学・東京家政大学短期大学部オープンアクセス方針

（趣旨）

1 東京家政大学・東京家政大学短期大学部（以下「本学」という。）は、本学において生産された研究成果を広く学内外を問わず公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与しその成果を社会に還元することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

（研究成果の公開）

2 本学は、本学に在籍する研究者等によって、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された学術研究成果(以下「学術研究成果」という。)を可能な限り、広く公開する。ただし、学術研究成果の著作権は本学に移転しない。

（適用範囲）

3 本方針は、本方針施行後に出版または公表された学術研究成果に適用する。

（公開方法）

4 学術研究成果の公開は、東京家政大学機関リポジトリその他当該学術研究成果の著者が選択する方法によるものとする。

（適用除外）

5 著作権その他の理由により、公開に支障があると当該著作者又は本学が判断した場合には、当該学術研究成果を公開しない。

（その他）

6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して別に定める。

（施行日）

7 本方針は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。